

横浜市記者発表資料

令和6年8月23日
教育委員会事務局
東部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所属	小学校
被処分者	教諭（男性・30代）
処分日	令和6年8月23日（金）
処分内容	停職6箇月
監督者責任	前校長・嚴重注意
概要	当該教諭は、令和6年3月22日（金）にJR線車内において女性の太ももに左手甲で触れ、警察の事情聴取で痴漢行為を認め、6月27日（木）に「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都迷惑防止条例）」違反で罰金30万円の略式命令を受けた。

2 東部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先	
教育委員会事務局東部学校教育事務所教育総務課	Tel 045-411-0605